

令和5年度 第2回北海道自立支援協議会 議事録

開催日時：令和5年10月19日（木）13：30～15：00

開催方法：Zoomによるweb開催

1 開会

(略)

2 議事

〈大久保座長〉

それでは早速議事に入りたいと思います。

議題一つ目の協議事項です。「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画」素案たたき台について、事務局から説明をお願いします。

〈事務局：碓井係長〉

事務局、障がい者保健福祉課地域支援係長の碓井です。よろしくお願いします。

私から資料1を説明いたします。第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画の素案たたき台について、本日、皆様に協議いただきたい内容は、第4「計画推進のための具体的な取組」と第6「令和8年度・令和11年度成果目標」についてです。第4の具体的な取組については、1回目で皆様に御協議いただいている「基本的な考え方」で示している12の各項目について、障がい者基本計画を基本に、【現状と課題】、【考え方】を記載しています。さらに、それぞれの項目毎の主要な施策ごとに、【推進の視点】、【推進の施策】を障がい福祉計画を基本に具体的に記述しています。資料1に掲載のない12項目の各施策については、他の

部会や障がい者施策推進審議会で議論することにしていただきますので、御承知いただきたい。

資料1の左側・修正前は現行の基本計画と福祉計画の内容が網羅されるように、各項目にあった内容を転記・統合した上で、見直ししたものとなります。これは自立支援協議会の各部会の方に諮った当初のたたき台の案です。右側の修正後は、自立支援協議会内の地域移行部会、地域づくりコーディネーター部会、人材育成部会の意見等を踏まえて、修正した修正案となっています。各部会での意見すべてを計画に反映することはできていませんが、今後の施策の中でできることについては、一步ずつ着実に実現していきたいと考えています。なお、修正理由などについては、備考欄に記載しているため、御覧いただければと思っています。協議時間を確保するため、資料の内容については補足等のみ説明いたします。

まず1ページ目、4相談支援体制・地域移行支援の充実の現状と課題では、記述を修正しています。自立支援法や総合支援法の記述がありますが、計画内の前段で同様の記述があり重複することから削除しています。次に生活支援体制充実の推進の視点のうち網掛けで標記している箇所は、第1回障がい者施策推進審議会権利擁護部会での協議の中で、地域生活支援拠点等の機能について、「生活を支えていた親が亡くなった後でも」と標記していた箇所を「介護者の急病等の緊急時において」と修正しています。これは、親が見ることが当たり前という固定観念や、亡くなった場合だけと捉えられてしまう記述だったことから、今回見直しをしています。

続いて6ページ目、右側・修正後の網掛けの箇所についてですが、これについては、当課の計画以外に道の計画が複数あり、他の計画との兼ね合いから他の部会等で検討する箇所となっているため、色分けしてわかるように表示しています。

次21ページ目、「第6令和8年度・令和11年度の成果目標」についてですが、1、福祉施設の入所者の地域生活への移行目標について御説明します。左側・修正前では、国の基本指

針の目標値を用いる予定でしたが、地域移行を進めるためには、受け皿となるサービスや支援を担う方の養成や確保、相談支援体制の整備などを一体的に行っていくことが必要であり、すぐに地域生活移行者数を増やすことや、施設入所者数を減少することは難しいのではないかとこの部会の意見等がありました。これを踏まえ、右側・修正後のとおり令和6年度から令和8年度の3年間については、第6期福祉計画の考え方をうけて、直近3年間の令和2年度から令和4年度の実績のとおりに地域生活移行者数を235人、施設入所者の減少見込数を350人と目標値を設定しました。令和6年度から令和8年度の間には地域移行の推進に向けた取組を進め、後半の3年間、令和9年度から令和11年度に向けては、国の基本指針に基づく目標値を設定することとし、その際には備考欄に書いている6%と5%の数字を目標にすることとしています。なお、計画については第1回目でも御説明していますが、中間見直しがあるので、成果を検証した上で、後半の目標値については、改めてそれが正しいかどうかについて再検討する予定です。

最後に、23ページ目、「3地域生活支援拠点等の整備目標」についてですが、第6期計画では、21の障害福祉圏域毎に1ヶ所以上の整備を目標としていましたが、障害者総合支援法の一部改正法踏まえ、令和6年4月1日より、市町村による整備が努力義務となることから、全ての市町村に設置することを道の目標値として見直ししています。同様に「8相談支援体制の充実・強化等に関する目標」についても、総合支援法の改正の中で、基幹相談支援センターの設置が同じく令和6年4月1日より努力義務化されることから、今回の計画より新たに基幹相談支援センターの設置を目標値に加えており、地域生活支援拠点と同様に全ての市町村に設置することを目標としています。簡単ですが、私からの説明は以上です。

〈大久保座長〉

それでは事務局からの説明内容について、委員の皆様から御意見、御質問等ありませんか。

佐藤委員お願いします。

〈佐藤委員〉

地域づくりコーディネーター部会の1人として、親会に参加している佐藤です。

地域づくりコーディネーター部会では相談支援体制のことは、10年位前から話しているところです。今回の計画では基幹相談支援センターや地域生活支援拠点を全市町村に設置するよう目標数値が掲げられていますが、過去は自立支援協議会の設置というところも目標数値に挙げられていました。地域づくりコーディネーター部会等では設置有無より、中身の質はどうかということとはとても議論になります。その中身の質について、例えば相談支援専門員等、地域づくりコーディネーターとしては質を向上していかなければならないと思っても、設置主体である市町村がピンときていないという部分があります。市町村職員は人事異動があり、都度人の入れ替わりがあることもあり、市町村職員との意識や温度の差があるため、市町村に対して、相談支援体制や拠点整備、基幹相談支援センターとは何か、自立支援協議会の意義や目的等を、学ぶ機会等があっても良いのではないかという話はよく出ます。

計画の目標を設定することはいいが、目標に対する具体的な進め方ということは、誰がどのように考えていけばいいのかという議論をしていますが、何か具体策が出てないという感じかなと思います。地域づくりコーディネーター部会の皆さん、補足をお願いします。

〈大久保座長〉

北海道が広いためエリアで随分状況が異なると思いますが、それも含めて、コーディネーターの方々にお話いただければありがたいと思います。

〈佐藤委員〉

コーディネーターの皆さん、相談支援体制ではなくても地域移行や権利擁護の話等でもいいと思います。上川の安井委員、日高の石黒委員どうでしょうか。

〈石黒委員〉

地域づくりコーディネーター部会から出席させていただいています日高圏域の地域づくりコーディネーターの石黒と申します。よろしく申し上げます。日高圏域は特に小規模自治体が多い圏域なので、その実態を知ってほしいという意味合いも含めお伝えします。

私は着任して4年目です。コロナとともに着任したため、コロナ以前との比較がないところが弱みではありますが、少なくとも3年半、閉塞感のある日常において、特にこの小規模自治体で感じていることをお伝えします。

例えば、私達は行政職員をエンパワメントするような役割が大きいですが、行政職員だけでなく現場の支援者レベルにおいても、支援力の低下といったものが、都市部も地方も共通かもしれないと思いますが、その色合いがより濃く出てしまっているのが小規模自治体ではないかなと思っています。選択肢があるどころか、使えるサービスがあるかないかが議論になるような地域性なので、そういうところでこの手詰まり感が本人や家族にとっての選択肢を狭めていて、QOLが下がっているなということを実身に感じる毎日です。

私においてもこの間、自分ごととして、圏域内の法人で虐待の事例が出ておりました。その際に感じたこととして、虐待があった事業所法人だけでなく、通報を受けるべき立場の行政職員ですら、虐待を遠ざけたい、あってほしくないという心理的なものが先立ち、受理の段階で悩んでしまうような現状があり、それが原因で対応が遅れてしまう。そういう意味でいくと、現場の支援者だけでなく行政職員にも当たり前の人権感覚を持って、業務に当たっていただきたいと思っています。地域づくりコーディネーターの現場においても、こういった表現は使わないにしても、寄り添いながらも、最低限の対応をしなければいけないといったことを別の表現でしっかり伝えるよう努めていますが、支援者支援とか行政支援とかいう立場特有のもどかしさを抱えながら業務に当たっているというのが現状です。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。安井委員はどうでしょうか。

〈安井委員〉

地域づくりコーディネーター部会、人材育成部会の方にも携わらせていただいている上川圏域の安井といいます。お願いします。

権利擁護について、いつもコーディネーター部会でも虐待防止に係る部分ということで話をしています。コーディネーターとしては、各振興局が主催する虐待防止権利擁護研修の企画等に協力をしています。先ほど、石黒さんからもお話があったのですが、行政の捉え方として、振興局によって研修の重要度の捉え方が異なり、研修を積極的に実施する地域、実施しない地域なども実際にはありました。捉え方を統一してやっていけたらいいのではないかなということで、国研修を参考に実施していくことになっていたのですが、国研修が秋頃に開催されてしまうと、研修内容を担当が学習して各圏域に伝達する時期が冬になってしまうため、なかなか管内市町村担当職員に参加してもらえない状況や、地域的に移動が難しくて開催しにくいということもあり、今のところは各圏域に任されているような状況です。ただ、先ほど石黒さんから話があったように、やはり各市町村の捉え方も異なることや、虐待はないという捉え方のところも多く、共感してもらえない。このあたりの研修も全道的に意思統一してやっていけたらいいのではないかということも、コーディネーター部会では毎回話題に挙がっているところです。私からは以上です。

〈大久保座長〉

今、市町村のことは随分話題になっていますが、その前に協議会の役割について確認しておきたいと思います。協議会はもともと全道の障がいに関わるいろんな方たちが集まり、情報交換や意見交換をしたりして、北海道全体によい取組をしようということもありますし、そこを

今度自分の地元を持ち帰り、それぞれ取組を進めるといった情報交換や交流の意味があると思います。今回で言うと計画は、障がい者施策推進審議会の意見を聞きなさいとなっているため、ここは決定の場ではないですが、障がい関係の計画についての意見を協議会の皆さんからいただき、それをどのように反映していくか、考えるような立場になると思います。そういう意味で言うと、次年度の計画もそうですが、それにまつわるお話も含めて、意見交換していただけるとよいと思いますので、よろしく願いいたします。

4番の相談支援体制地域移行支援のところ、今話になったことについては、計画自体には異論はないが、それを実行する際に、市町村や現場の方で具体的にどのように進めていけるかというところにまだ少し弱さがあるので、そこは課題ではないかという話であったと思います。これに関しても結構ですし、そのほか相談支援体制地域移行の充実にあたりで御意見御質問等あればぜひいただきたいと思います。

四木委員、お願いします。

〈四木委員〉

特別支援学校長会札幌聾学校の校長の四木と申します。よろしくお願いします。

先ほど、虐待や研修のあり方の話を伺い感じたところですが、もしかしたらもうすでに取り組んでいることかもしれないですが、必要な方々が研修をするときに、アクセスできるデータベースやポータルサイトというのは、北海道の方で開設されていますか。もしそのような取組があると、そこに必要なコンテンツを格納して、必要な方たちが、同じようなフォーマットで研修することができれば、一定程度、初期段階の資質能力の向上という部分には到達できるのかもしれないと思ったのですが、そのような取組はされているのか教えてください。

〈大久保座長〉

道の方がいかがですか。

〈事務局：山下補佐〉

先ほど安井委員からお話がありましたように、今年度の国研修が9月下旬に開催されました。虐待研修に使う資料・媒体については、国も昨年度までは一部の人に動画配信をする形でしたが、全体に浸透・伝達されていないということを重く受けとめ、本年度より国研修資料をホームページでアップする形となったと聞いています。実際にすでにホームページで、国研修の資料及び動画について、誰もが視聴可能となっています。北海道の障がい者虐待防止権利擁護研修については、国研修資料に加え、北海道の障がい者条例に基づく資料を追加する予定としており、現在準備中です。研修を振興局において主催し、管内市町村へ伝達するというこ
ととしているため、振興局の職員及び企画等に御協力していただく地域づくりコーディネーターの皆様が届くような形を考えています。また、施設従事者向けの国研修資料もホームページでアップされているため、そちらについても活用できるかなと考えています。

〈大久保座長〉

四木委員いかがですか。

〈四木委員〉

今、厚労省のホームページで確かに研修資料及び動画がアップされていることを確認しました。ここに辿りつければ研修はできますが、辿りつく前の段階の方も大勢いるかと思います。その辺りの関係者への理解啓発という部分も重要になってくると思うので、案内の仕方についても、通知文よりも、効果的効率的な周知の仕方があるといいのかなと思いました。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。計画の後半の人材育成の部分にも非常に関係してくる部分だと思います。他にどなたか御意見等ありますか。我妻委員、お願いします。

〈我妻委員〉

今の資料の関連ですが、地域づくり委員会の委員の方々にもぜひ、お知らせいただければと思います。よろしくお願いします。

〈大久保座長〉

道の地域づくり委員会委員の方々にはあまり届いてない感じでしょうか。

〈我妻委員〉

現在委員ではないため不明ですが、おそらく届いてないのではと思います。

〈大久保座長〉

もちろん研修を受講したからといって、すぐ変わるわけではないと思いますが、北海道は広いので最低限の情報をどこからでも辿りつけるように、そういう状況を作る事が大事だと思います。事務局の方、もしこれを計画にいれるとしたらどこかに入りますか。

〈事務局：山下補佐〉

計画の関連するような項目のところに含める方法で、少し検討したいと思います。

〈大久保座長〉

私は札幌のことしか知らないのですが、札幌の基幹相談支援センターのホームページはわりと幅広く、ホームページを見ると色々な情報が見られるという状況を作っていると思います。札幌の基幹相談支援センターのワンオールの林さんが参加されていますので、御紹介していただいてもよろしいでしょうか。

〈林委員〉

札幌の基幹相談支援センター、ワンオールの林です。いろんな情報があるので、何をどれだけ掲載するかとか、なかなか線引きは難しいですが、札幌市の基幹センター、札幌とワンオールと検索をすると、ワンオールのホームページを御覧いただけるようになっています。札幌市の基幹センターなので、相談支援中心の内容にはなっていますが、札幌市から発出をしている

資料やマニュアル、厚労省で毎年更新をされる事務処理要領や相談支援にまつわるQ & A、報酬改定や相談支援事業所研修のことなどの資料を掲載して、御覧いただけるようになっています。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。おそらく四木委員が話されたのはこのようなイメージかなと思います。もちろん他にもいろいろあると思いますが、北海道には全道の基幹センターはなく、これが専属業務の人はおそらくいないため、どうしても道の事務局にお願いするしか現状ないのかもしれませんが、このようなポータルサイト的なものがあると確かに辿りつきやすいかなと思います。ぜひ御検討いただければありがたいと思います。地域づくり委員会委員の方含めて、北海道の障がい分野に関係する人がすごく増えたと思いますので、その方たちにきちんと届くとよいと思います。

それでは、その他のところでも結構ですので、どうぞお願いします。地域移行のあたりとかはどうですか。携わられている方もいると思いますので。橋本委員、お願いします。

〈橋本委員（地域移行部会）〉

4月から地域移行部会に入り新参者な橋本です。よろしくお願いします。

一つは、人材育成、地域移行とも関係してきますが、ピアサポーターの活用及び育成の部分です。北海道でも、精神保健の分野では、全道21圏域で地域移行のピアサポーターを雇用してきました。これからは、ピアサポーターの加算取得のためのピアサポーターの研修が新たに始まります。その研修にも少し関わらせてもらっていますが、人が足りないという人材育成の部分が札幌も含めて全国的な問題だと思います。ピアサポーターの人たちの活用方法、一緒に連携していくかという部分は、計画の詳細にはないですが、注視する必要があると思います。また、色々ところで危険性が言われている、ピアサポーターの人達を安く活用するとい

うことにならないような仕組み作りは、全体を見る自立支援協議会の立場として、注視していく必要があると思います。

それと関連して、にも包括等新しい取組が出てきていますが、他の取組も含め、課題は多くありますが、北海道内で取組がうまくいっている事例、そこまでいなくても、何とかやっているという等の成功事例を集めていくことも集約方法含め、大事だと思います。北海道は広いので、成功事例を全て参考にして活用していけるわけではないですが、どのようにその成功事例、うまくいっている事例、工夫している事例を集約するかということも念頭に置けると良いと思います。以上です。

〈大久保座長〉

事務局の方、ピアサポーターという言葉は計画の中で出てきましたか。当事者の方が参加していただくことは非常に重要である意味中心的な問題だと思いますので。ピアサポーターの活躍というのは地域移行に関してももちろんそうですが、その他も含めて必要なことですよね。その他にも、道内の好事例や好事例ではなくても、何とか実施しているといった事例等を四木委員からも話があった、インターネット上のサイトなどにあげて、地域移行が遅れている地域に対して、道内の事例を紹介していく、皆で学ぶということは大事かなという御意見であったと思います。

〈事務局：山下補佐〉

ピアサポーターという言葉は計画の中でまとまった記載はないですが、所々に記載されています。例えば相談支援体制・地域移行支援の充実・強化の推進の視点として資料1の6ページ、下から3つ目の黒点の後半に「ピアサポーターなどの活用を図り～」と記載があります。また、推進の施策としても具体的に9ページの頭や10ページ等に入れており、道としてもピアサポーターの方には活躍していただきたいということを計画に記載しています。

〈大久保座長〉

はい、わかりました。ありがとうございます。項目への追加は難しいかもしれませんが、橋本委員の御意見はおそらくピアサポーターについて、計画の中に特出しで少し強調するというぐらいの力の入れ方があっていいのではないかということかと思いました。

その他いかがですか。今4番の相談支援体制・地域移行に関するところを話していました。御意見等が出ていない箇所というと、地域生活支援拠点事業等はどうですか。これも冒頭で佐藤委員から御指摘が少しありましたよね。これも私の知る限り、すごく全道バラバラかと思っています。例えばですが、相談の現任研修と一緒に研修を受けた方が自治体職員なのですが、地域生活支援拠点事業を面的整備で実施していると話されていました。しかし、地域が一番困っていることは、緊急時に障がい児者を受けて入れてくれる場所がないということです。緊急時に受けいれるところが、ある意味拠点事業ですが、町としては実施していることになっているが、中身が伴っていない。つまり、佐藤委員からも冒頭で指摘があったことと同じで看板はあるが機能していないということだと思います。統計上は、基幹センター等、いろいろなものが整っていきますが、なかなかそれが実態を伴って各市町村で機能していないということが、地域生活支援拠点でも同様かなと少し思っています。札幌市は面的整備ですが、面的整備は課題が見えづらくて、うまく機能しているかを点検しづらいという面があります。地域生活支援拠点も大きなテーマだと思います。何かこれについて御意見や、御質問とかありませんか。佐藤委員、どうぞ。

〈佐藤委員〉

地域生活支援拠点整備の中では緊急時の受け入れをしましうとなつていますが、拠点整備以前に、そもそも緊急時に受け入れるサービスには短期入所がありますが、短期入所自体が機能しているのか、当事者側にとっては、使いやすいかどうかということは、もうその時点です

で課題があったのではとオホーツク圏域を見ているととても思います。例えば、入所施設で短期入所の指定を受けているところだと、入所施設は知的障がいのある人が主として暮らしているところで、看板上は3障がい受けますとなっているが、建物的には車椅子の人が使いづらいという状況や、集団生活になじめないと難しいですといったこともあるので、もう少し小さいショートステイ先があればいいなと思ったりします。地方だと職員が少ない中でサービスを実施しているのに、急な利用者を受け入れてしまうことで職員も疲弊し、それが離職に繋がるので、地域として必要性は理解していても、職員に無理はさせたくないという事業者側の気持ちもあります。そういった現状があるので難しい問題だと思っています。

その他、拠点整備の話とは別として、先ほど医療大の橋本委員が話されていた好事例を集める件については、地域づくりコーディネーター部会でも同様の話題が上がっています。例えば、市町村の自立支援協議会は形骸化しているところも多いですが、結構うまくいっているとか、頑張ろうとしているとか、頑張ろうと動き出したところもあつたりもするだろうし、拠点整備でもうまくいっている市町村もあるかもしれないので、好事例を集めようという話になっています。北海道障がい者条例には、地域づくりガイドラインがあり、ガイドラインに沿った事例集を、7～8年前に作った経過があります。コーディネーターが中心となって作った記憶がありますが、今すぐではなくても、それをリニューアルしてもいいかもしれない。コーディネーターが見ているものは一部にすぎないので、地域移行部会や人材育成部会等、いろんな分野の人で事例を持ちよれば、より豊かでバリエーションが広い事例集になるのではと少しだけ思いつきました。みんなで取り組めたら面白いなと思います。

〈大久保座長〉

人材やお金もない中でも、いろいろ工夫してやっているところもあるという好事例を全道から集めて、みんなで学び合うこともいいのではないかという提案だと思います。

それでは、少し先に進めて、資料1の12ページ6番、保健福祉医療施策の充実、16ページ7番、多様な人材の確保定着養成及びサービスの向上や、19ページの10番、自立と社会参加の促進という項目などについて、御意見等ありませんか。21ページ以降の第6令和8年度（2026年度）令和11年度（2029年度）の成果目標については、別途お話ししたいと思いますので、21ページ以前で御意見や御質問等あればいただきたいと思います。人材育成については少し御意見が出ていましたので、それも含めてになると思います。片山委員、お願いします。

〈片山委員〉

資料1の9ページの1つ目の黒丸に発達障害者支援センターの活用について記載されています。センターの活用は是非していただきたいと思いますが、計画にどこまで記載するのかということや、実際に市町村等におろしていくときには、ポンチ絵や他の説明の仕方もあるように思います。我々センターの想いとして知っておいていただきたいことは、センターの活用方法です。道のセンターは全道に3ヶ所しかありませんが、特に相談支援事業所等の皆さんからは発達障害者支援センターは相談支援事業所の発達障がい版だと認識しているのではないかなんかというようなアプローチの仕方を受ける時があります。センターは相談は実施していますが、計画相談は実施していません。その辺の機能の違いを可能な範囲で、もう少し具体的に示していただけるとありがたいと思います。

もう一つ、計画のどの部分に具体的に記載するということではないですが、先ほども話があった虐待の件です。御存知の方も多いと思いますが、強度行動障がいの支援者養成研修を道の指定を受けて実施しています。もともと国が強度行動障がいの研修を取り組むこととなった経緯の一つとして、強度行動障がいがある者が虐待を受けるハイリスクがあったということがあります。それを考えたときに、例えば虐待防止センターが設置されたり、今後どんどん整って

いくいろんな仕組みに携わる人たちは、強度行動障がい支援者養成研修があるということを知っているのかなど。また、それを多くの入所施設の従事者は受講しているが、虐待が起きてしまう施設等もあるため、そういった際に専門的にサポートする場所の一つとして発達障害者支援センターがあるので、繋げて欲しいと思うし、センターとしても繋がりたいなと思っていません。関連する機関はたくさんありますが、それぞれが連携をとれていないということは改善する必要があると思います。

その他に、地域生活支援拠点の話も先ほどありましたが、拠点の中でどう対応・支援しているかというケースの中には発達障がいの方、診断はなくても発達障がい支援が必要な方が結構いると思います。しかし、発達障害者支援センターは機動力がなく、緊急的に対応してほしい際に動けないため、役に立たないと思われているのかなど思ったりします。おそらく拠点の中でも発達障がい関係のことは絶対にあるので、先ほどの話と同様で既存の枠と私達センターがどう繋がれるか。それはセンターだけではなく、いろんな取組があると思いますが、連動した方がよい、そうすべきだということがあるはずです。新しいの仕組みを作るにしても、お金も人材ないので現状あるものをもっと整理できないかと漠然とですが思います。

最後に一つ、計画を読み込んでいないため、触れられているところがある可能性があります。発達障がいに限ったことではないですが、発達障がいは特に未診断のケースがあります。障がい福祉計画なので、診断がない場合は障がいではないということかなと思わなくもないですが、未診断ではあるが発達障がいがある人はどう支援等していくのか、何とかしなければいけないなと思っています。以上です。

〈大久保座長〉

ありがとうございました。発達障がいの方に関して多方面でお話いただきました。特に虐待のことで言うと、虐待の発生要因の一つには支援者が御本人の発達障がいの特性や強度行動障

がいの特性などについて、無理解ということがあり、理解していないが故に結果的に虐待してしまっただけということもあるということですよね。恐らくこの発生要因は結構多い確率であるので、障がい特定をきちんと学ぶ必要があります、単に人権意識だけでは解決できないことがあるのではという御意見だと思います。

他にありませんか。石山委員、お願いします。

〈石山委員〉

すみれ会の石山です。6番の保健福祉医療施策の充実の12ページ推進施策の始めの黒点に「障がいのある人の人権に配慮した適切な医療の提供が図られるよう努めます」とありますが、精神障がい者の場合は精神障がいがあることを理由に、症状の問題もありますが、精神科医療の他科で受診を断られるケースが多々あります。その辺について、医療側に対しての周知を徹底していただきたいという要望です。以上です。

〈大久保座長〉

これは事務局に聞きたいのですが、この計画で医療側に対してのことを記載することは可能でしょうか。それとも必要性は記載するという感じですか。

〈事務局：柏木補佐〉

障がい者保健福祉課で精神保健医療を担当しています柏木と申します。よろしく申し上げます。ただいまお話のあった事項ですが、この自立支援協議会で議論されているのは障がい福祉計画に関することですが、一方で北海道医療計画というのがあります。医療計画には精神疾患分野の記載もあり、適切な医療の提供、或いは障がいのある方の理解促進等も含めて記載をしています。道としては、障がい福祉計画、北海道医療計画どちらの計画もしっかり取り組んでいかなければと考えています。以上です。

〈大久保座長〉

いずれにせよ、適切に医療を受けられることは入口の問題なので、そこはきちんとされていかなければいけないと思います。

その他皆さん、気づいたこと等ありましたら、ぜひお願いします。四木委員お願いします。

〈四木委員〉

19ページの「10 自立と社会参加の促進」で、障がいのある方のその地域における生活の質の向上・充実というところにおいて、文化スポーツへの参加ということを中心記載がありますが、障がいのある方で、学び続けたいとか、学び直したいという方もいると思いますが、そのことについては何か計画で触れられていますか。それとも今後何か予定はあるのですか。

〈大久保座長〉

事務局いかがですか。

〈事務局：長多係長〉

社会参加係長多です。資料1は障がい福祉計画のうち自立支援協議会で検討する事項のみを抜粋したものとなっていますので、生涯学習の関係が載っていないですが、別項目で生涯学習の推進ということで、項目立てていまして、そちらで記載をしています。以上です。

〈大久保座長〉

簡単でいいので、計画の中身にどのようなことが記載されているか教えていただけますか。

〈事務局：長多係長〉

推進の具体の施策としては、学習機会の充実ということで学校卒業後の学習機会の充実に努める、或いはICTを活用した学校情報等の学習活動を推進すること、情報提供相談体制の充実や指導者の養成ということで、生涯学習が全般的に推進するような内容を施策として記載しています。

〈大久保座長〉

四木委員いかがですか。

〈四木委員〉

ありがとうございます。地域の社会教育力にまだまだ依拠しているという感じを受けました。

今朝の朝刊に星友館中学校の話題が載っていました。高齢者、不登校経験者、障がい者など、通うべき時期に中学校へいくことが出来なかった方が通うことのできる公立夜間中学校ですが、やはり、成人後も学校の教育の学び直しをできる場があると、自分たちは学び続けたいという、自分のアイデンティティの確立という辺りにも結びつくのかと思います。社会教育より少し狭い範囲の学習になってしまうかもしれませんが、地域でもそういう学習ができる、一緒に勉強できる場があると参加してみたいという方もいるのかなと思います。学びの質の多様化に対応する施策など、そういった場所が、今後地域に作られていくと、より良いのかなと思いました。

〈大久保座長〉

ぜひ、御意見も含めて良くなっていけばいいと思います。その他ございませんか。

それでは、最後、資料2 1ページ以降に進みます。計画の数値目標の抜粋が載っていますが、これに関して、皆さんから御質問や御意見等ありますか。

私から質問で、資料2 3ページの3地域生活支援拠点等の整備目標で、「また年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を行います」と書いていますが、これは具体的にどのような場での検証・検討が想定されているか、事務局から教えていただけますか。

〈事務局：山下補佐〉

地域生活支援拠点等の整備目標については、コーディネーター部会で具体的に進める話となっています。どのようにすれば、未設置の市町村に新設してもらえるのか、先ほどお話があっ

た、看板掲げているだけで機能していない市町村を機能させていくことができるかという話をしており、地域生活支援拠点関係については継続してコーディネーター部会で協議していきます。また、地域生活支援拠点は市町村に動いていただかないと設置も困難であり、質も向上しないので、市町村においては、自立支援協議会を活用して協議していただくということが、国から通知されています。市町村の自立支援協議会の活性化については、コーディネーター部会で、どのように活性化させていくかという話をしていきますので、そこから具体策を検討し、市町村に働きかけ、市町村の自立支援協議会で協議いただくことを想定しています。

〈大久保座長〉

はい、わかりました。石山委員、お願いします。

〈石山委員〉

22ページの精神障がい者の退院にかかる数値目標ですが、これは令和8年度までと理解しているのかと思いますが、令和元年度を除き前年度以前との比較というものが数字で見えてこないで、前年度等の数値をわかるようにしてもらおうと、どのくらい退院率が上がるのかということが見えてくると思います。この数値が妥当なのかということもよくわかりませんが、1年以上入院されている方は多くおり、そういった方の退院率についても記載がなく、これは数値目標だから仕方ないのかもしれませんが、どう退院につなげていくのかということもあまり見えてこないで、少しわかりづらいなと思いました。以上です。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。補足的に言うと、例えば入院後の3ヶ月時点での退院率でいうと数値目標が68.9%となっており、この数字がどのような根拠、或いは経過の中で出てきたのかということについて補足的に説明いただけますか。

〈事務局：柏木補佐〉

御質問ありがとうございます。まず、入院後の退院率の部分で、3ヶ月、6ヶ月、1年時点の数値目標を記載していますが、こちらについては、全国の都道府県のうち上位10%に入上から4番目の都道府県の数値目標を適用しており、上位10%の都道府県が達成しているパーセンテージということになります。3ヶ月、6ヶ月、1年時点でそれぞれ68.9、84.5、91.0というのは、そのような意味です。

また、計画では数値目標を比較するための数値として、前年度以前は令和元年度の部分しか記載がないとの御意見がありました。これは47都道府県みな同じですが、数値は国の統計資料を出典に記載しています。国の統計資料は、令和元年度が最新となっており、他の都府県でもどのように計画に載せるか苦慮しているところと思いますが、北海道では直近で公表されている統計数値の最新である令和元年度のものを記載しています。若干古いため、なかなかどのように改善が図られていたのか、ということはわかりにくいとの御指摘はあるかと思いますが、そのようなことで御了解いただければと思っています。

〈大久保座長〉

石山委員、いかかですか。

〈石山委員〉

どのように退院に至ってこの数字かというデータはないということでしょうか。あれば何か個別にお示していただきたいと思います。

〈事務局：柏木補佐〉

こちらの数字ですが、先ほど申しましたように国の統計資料から引用している数字となります。先ほどの御質問ですが、どのような形で退院に至ったのかわかりにくいという御指摘かと思いますが、退院率については、国の統計資料による数値となっています。さらにその内訳というと、他にも公表されている数値等あるのですが、退院に至った具体的な経緯というのはな

かなか見えにくいところがあります。また、さらにいろいろ分析が必要ということがあり、現時点でお示しできるものはありません。大変申し訳ないですが、御理解いただければと思います。

〈石山委員〉

わかりました。

〈大久保座長〉

その他、皆さんから御意見ありませんか。鈴木委員、お願いします。

〈鈴木委員〉

南渡島圏域の地域づくりコーディネーターをしている鈴木です。よろしく申し上げます。資料21ページの1福祉施設の入所者の地域生活への移行目標の部分ですが、施設入所の方を地域に移行させた数字だけをいうのか、それとも施設入所者自体を減らすという取組なのかをお聞きしたいなと思います。というのも、現場では、施設入所したいという御希望や家族が世話するのが限界ですといった方の相談を結構受けていて、もちろん地域で暮らせるように移行していくというのが一番理想だとは思いますが、実際に受けている相談と少し乖離しているような部分があるなと思いました。そのあたりはどのように考えられているのかも含めてお聞きできればと思っています。

〈大久保座長〉

事務局いかがですか。例えば定員をどう増やす、減らすということも含めてだと思いたす
が。

〈事務局：碓井係長〉

事務局の碓井です。今の御質問ですが、地域生活移行者数と施設入所者の減少率は国の基本指針併せて見ると地域生活移行者数は6%、施設入所者減少見込数は5%と、若干異なる数字

になっています。これはなぜかという、地域生活移行者数というのは、施設の中から実際にグループホームや御自宅、一人暮らしなど、地域に移行した数になります。しかし、実際には地域の中で、人材不足や受け入れ先がないということで、入らざるを得ない方はいるため、その差が国では1%と一応考えており、6%と5%と差が生じています。権利条約等もあるので、国としてももちろんのこと、その下に置かれている都道府県としても、今後施設入所者を減少させていくといったことは進めなければいけないと思っていますが、一方でそこでしか暮らせない方がいるというのも現実なので、そこも含めてこのような目標としています。

〈大久保座長〉

鈴木委員、いかがですか。

〈鈴木委員〉

はい、ありがとうございます。ただ、地域移行進めていくにあたって、先ほどの人材育成の部分もあると思いますが、ヘルパー不足や強度行動障がいの方に対応できる職員の不足というのがすごく大きいということを実感しているので、そこは重点的に力を入れていただければと思います。

〈大久保座長〉

その他、皆さんからありますか。林委員、お願いします。

〈林委員〉

意見ということではないのですが、資料2 1 ページの地域移行者数と入所者の減少見込み数を口答で説明いただいた時に、最初の3年間で成果目標、残りの3年間で再度見直すという話があったと思います。成果目標の考え方の確認ですが、成果目標自体は障がい福祉計画なので、北海道の計画期間6年だが、障がい福祉計画自体は3年の計画なので、国が示している目標値よりは今回少なく設定しますということでもいいか確認です。

〈事務局：碓井係長〉

今話された通り、成果目標について、国が基本指針の中で示している年数は3年間となるため、当初の令和8年度までの成果目標というのは、今のお話のように国より低い数字になります。なおかつ、今回の目標としては道の計画は6年間と見据えているため、令和11年度まで目標値を立てており、最後の令和9年から11年の3ヵ年については、記載の総数の9,354人という施設入所者の方に対してそれぞれ5%、6%という数字で目標を立てていますが、中間見直しがあるので、その際に国が改めて数字を変更してくることもあります。また、道の実態と乖離しているかどうかなど、今後行っていく取組がどこまで反映しているのかを見極めた上で、改めて中間見直しの際には、再検討したいと考えています。以上です。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。四木委員、どうぞ。

〈四木委員〉

何度も手を挙げて申し訳ありません。ここで伺っていいのか迷っていたのですが、私の経験を踏まえて少しお話させていただきます。私は聾学校の校長を勤めていて、聾学校には聴覚障がいのある成人の方、両親とも聴覚障がいがあり、聴覚障がいのあるお子さんが生まれて、聾学校に通っているケースが少なからずあります。聴覚障がいのある方には社会自立をして、仕事をし、結婚して子育てもしている方もおり、順調に子育てしている方もいますが、中には子育てに関する情報が十分ではなく、子育てに苦慮されている方もいるように思います。その方は、当然、町に設置されているろうあ者相談員等の活用も考えるのですが、意外と子育てに関する相談部署やサービス事業所等と繋がっていなかったり、聴覚障がい者同士の仲間で情報交流もなかなかできていない方も中にはいます。また、知的障がいも有する聴覚障がいの方で子育てをしている方もいます。障がいがある方が子育てについて困った時、どうしたらいいのか

ということについて、本当に万策尽きている、手を挙げようがないから万策尽きているようにも見えるのですが、そういうことを経験してきました。それで、障がいのある方全般に関して地域移行、地域生活促進ということを考えると、当然、中には結婚して、出産して育児をするということも出てくるとは思いますが、そのような方々の一貫した支援というのは、これはどこかで検討されているのですか。

〈大久保座長〉

道南で起きた施設のこともそうですが、聴覚障がいだけではなく、障がい者の方々の出産や子育て、恋愛を含めて、そこに対する支援がほぼ欠落していたということで、いろんなことを起こしてしまったと思います。その御指摘もあったと思いますが、このことについて、事務局で何か考えていることがあれば、教えていただけますか。

〈事務局：徳田課長〉

障がい者保健福祉課長の徳田です。御意見ありがとうございます。今年1月から、オホーツクや道南の件があったので、共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査及び施設における障がい者虐待防止に向けた利用者等及び施設従事者実態調査を行いました。結婚等に係る実態調査の中で意思決定支援、それから避妊等の処置、結婚、子育てに関するアンケートをし、今回追加でまた意思決定支援に関する調査を行います。その中で、障がい者が結婚、子育てに関することについてまとめ、来月開催される障がい者施策推進審議会に図り、御意見をいただき、道として、何ができるか、どういったサポートができるか、また制度が追いついていないのであれば、制度改正を国に求めていくなどといったことを行いたいと考えています。簡単にいくことではないと思いますが、一つずつできることを国にも訴えていくなりしていければと考えています。以上です。

〈大久保座長〉

四木委員、いかがですか。

〈四木委員〉

ありがとうございました。今後の見通しといたしますか、現在審議中ということで、少しそれをまた待ちたいと思います。

〈大久保座長〉

私もそうですが、この分野に関わってきた人の反省だと思いますが、例えば障がいをお持ちの方の地域生活支援はといった時に、子育てまで考えていなかったと思います。その方たちの恋愛、結婚、出産、子育てについては、本人任せや家族任せにしてしまってきていて、そこはすごく反省だと思います。例えば、今回計画に盛り込むのは難しいかもしれないですが、生活支援体制の充実という時に、障がいの高齢化、重度化だけではなく、今の横行していることも含めてきちんと検討材料に上げるといった姿勢が大事だなどお聞きして思いました。これは、私の意見です。

他どうでしょうか。石黒委員、お願いします。

〈石黒委員〉

直接計画に絡む内容ではないかもしれませんが、また過疎の地域からの嘆きに近いかもしれませんが、取り上げておきたかったのが、重症心身障がい児者に関することです。日高地域においても、会員数は少ないですが重心の家族の会という支部組織があります。特に声を上げる何世帯かが中心となり、これまで日高地域における重症心身障がい児者であっても日高で暮らし続けていけるように、取組を行ってきていました。とりわけ、社会福祉法人等との話し合いのもとで通所できる施設を一緒に作ってきた経過があり、それがあからこそ、その周辺のグループホームに住んだ上で、その通所施設に通えるような将来を思い描いて日高に踏みとどまり、生活の基盤を作っていくという動きが長年続けられていました。特にコロナになって

から、もともとどの事業所・法人にも潜在的にあったような課題が浮き彫りになってしまい、グループホームはおろか、そもそも短期入所もままならないとか、もっと言えば通所の利用も週5回使えたものが一気に週2回に減らされてしまうなど、当たり前の暮らしすらできない。道のケアラー支援にも逆行するような動きが起こってきているのが、現状としてあります。もちろん、重症心身障がい児者の方が総量として少ないというのは、過疎の町だから仕方がないことかもしれません。しかし、今までのライフステージの中で日高にとどまるかどうかをどこかのタイミングで悩み、それでもここでといった思いが、いよいよ都市部の見学にも行かなければいけないのかという状況になっていることがとても切なく思います。家族の会の方などから話は聞いても、なかなかその後の手立てが導き出せない状況が現実としてあり、重症心身障がい児者の方が日高などの田舎で生まれたことが悪かったのですかといった感情になってしまっている現状があるということをまずお伝えしておきたいと思います。計画の話ではないのですが、現状としてまず知っておいていただきたいと思い時間をお借りしました。以上です。

〈大久保座長〉

なかなか厳しい現実があるということですね。時間になりましたが、その他ありますか。ないようでしたら、事務局から何か連絡事項等あればお願いします。

〈事務局：山下補佐〉

大丈夫です。

〈大久保座長〉

それでは、これですべての議事は終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

〈事務局：山下補佐〉

大久保座長、ありがとうございました。皆様におかれましても、大変貴重な御意見ありがとうございます。本日皆様からいただいた御意見については、計画の素案に盛り込み、素案を完

成させた後に、障がい者施策推進審議会に図りたいと考えています。本日はお忙しい中、御参加いただきありがとうございました。これにて、第2回北海道自立支援協議会を終了いたします。